

## 平成25年度 第2回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

- 【招集年月日】 平成25年11月26日（火）
- 【開催日時】 平成25年12月19日（火） 14:00～16:00
- 【会場】 習志野市役所 仮庁舎3階大会議室
- 【出席者】
- （委員） 市角委員、井上委員、櫛方委員、杉林委員、林委員、細川委員、  
真船委員、三代川委員、八木ヶ谷委員、柳委員、山森委員  
以上11名  
〈五十音順〉
- （市職員） 宮本市長、小川市民経済部長、大矢市民経済部次長、  
[国保年金課]  
江川国保年金課長、柴野市民経済部主幹、  
菊池国民健康保険係長、松岡調整係長、三代川副主査、  
落合主任主事、番匠主任主事  
[健康支援課]  
中村保健福祉部主幹  
〈記録:国保年金課 伊藤主事〉
- 【欠席者】 田中委員、廣瀬委員
- 【傍聴者】 0名
- 【議題】 報告事項  
（1）国民健康保険の制度改正について  
（2）国民健康保険の財政健全化について  
（3）その他

### 事務局より

- ・江川課長（市）より、本会議において新たに4名の委員が委嘱されたことに伴い、杉林委員、八木ヶ谷委員、細川委員、林委員を紹介した。

### 会長、副会長の選出

- ・習志野市国民健康保険規則第6条の規定により、会長及び副会長は公益を代表する委員4名の中から選出し、その選出方法は全委員の互選による旨を説明した。
- ・江川課長（市）より、平成25年8月に行われた第1回目の運営協議会において、真船会長、市角副会長が選出された経緯を説明し、各委員賛同の上で引き続き会長、副会長の任を引き受けていただけないか提案した。
- ・全委員賛成によって、会長に真船委員、副会長に市角委員が選出された。
- ・会長に選出された真船委員が、会長就任の挨拶をし、続いて副会長に選出された市角委員が挨拶をした。
- ・事務局による進行を終了し、議事進行を真船会長に引き継いだ。

### 開 会

- ・真船会長より会議が開会され、
  - 本日の出席委員が定足数に達しているため、会議が成立すること
  - 本日の運営協議会は原則公開とすること
  - 会議録については要点筆記とすること
  - 傍聴希望者なしであること  
が確認された。
- ・審議に先立ち宮本市長から挨拶があった。（その後、市長は公務のため退席）
- ・小川部長（市）より事務局職員の紹介があった。

### 報告事項

- ・会長の指示により、報告事項（1）について、江川課長（市）が国民健康保険の制度改正について、資料に基づきスクリーンにて説明した。  
内容は次のとおり。
  - 国民健康保険の制度改正は、国で決定された社会保障制度改革の一環として実施されるため、初めに社会保障制度改革の経緯や概要を説明した。主な概要として、医療制度の改革や少子化対策等が挙げられる。

- 社会保障制度改革に伴い、国民健康保険の制度改正の概要を説明した。制度改正の概要として、医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料負担の公平の確保、療養の範囲の適正化が挙げられる。
  - 財政基盤の安定化の説明として、国民健康保険の運営主体を市町村単位から都道府県単位に変更し、市町村は保険料の徴収等の役割を担うとされ、平成29年度から実施予定とされている。
  - 保険料負担の公平の確保として、低所得者に対する軽減制度の拡充や、保険料の限度額の引き上げについては、平成26年度から実施予定とされている。
  - 療養の範囲の適正化として、70歳から74歳までの方に対しての負担割合を1割負担とされているが、平成26年度に70歳に到達する被保険者から順次2割負担へ変更することや、高額療養費の見直し等が予定されている。
- ・引き続き、報告事項（2）国民健康保険の財政健全化について資料に基づきスクリーンにて説明した。  
内容は次のとおり。
- 財政健全化への取り組み内容として、平成20年度から平成24年度までの収納率向上、ジェネリック医薬品の使用促進、保健事業の充実について説明した。
  - 平成26年度予算推計として、赤字補てん繰入が約1億8千万円増加し、一般会計の財政状況も厳しいため、結果的に保険料率の見直しが必要な状況である。
  - 保険料の見直し方針として、都道府県が運営主体となり、その後の保険料率が未定となる平成29年までの間の、平成26年度から28年度までの3か年を基礎とする。
  - 平成26年度から平成28年度までの財政推計をした場合の、赤字補てん額を年平均すると、約9億2千万円の不足額が発生する。赤字補てん繰入は平成25年度予算と同額程度確保し、増加分を改定する。

○改定区分として、医療分は見送り、支援金分と介護分を改定とする。また、改定する支援金分と介護分は、賦課方式を3方式（所得割、均等割、平等割）から2方式（所得割、均等割）に変更し、改定分は均等割額を引き上げる。

・以上の説明に対し、質疑を求めた。委員の質疑及び事務局の回答は次のとおり。

被用者保険代表 質疑

習志野市の前期高齢者の状況を知りたい。前期高齢者に対する給付費の規模はどれぐらいか。また、前期高齢者1人当たりの医療費の推移はどれぐらいか。

事務局 回答

平成26年度の前期高齢者に対する給付費は約64億円程度であり、1人当たりの医療費に換算すると、約39万4千円程度になる見込みである。

被用者保険代表 質疑

前期高齢者に対する医療費の変化はどの程度か。

事務局 回答

平成20年度が約39億円、平成21年度が約44億円、平成22年度が約48億円、平成23年度が約50億円、平成24年度が約55億円、平成25年度が約60億円。このように、前期高齢者にかかる医療費は年々増加傾向にある。

被用者保険代表 質疑

1人当たりの医療費はどの程度か。また、前期高齢者に対する医療費の抑制策はあるか。

事務局 回答

平成20年度が約29万9千円、平成21年度が約31万7千円、平成22年度が約34万5千円、平成23年度が約35万9千円、平成24年度が約37万6千円、平成25年度が約38万3千円。医療費の抑制策に関しては、健康支援課を含め現在協議中であり、具体的な抑制策を示せるよう努力する。

被保険者代表 質疑

消費税増税による国民健康保険特別会計の影響はどのようなものなのか。

事務局 回答

今回の消費税増税分は、社会保障制度に充てられることが前提となっており、低所得者の軽減枠を拡大した部分や保険者への支援分として充てられる分も多くなるが、一方で、高額療養費の区分が細分化されることにより国保の支出が増える分もあり、保険者負担が伸びる部分もある。消費税増税分が国保会計に入ってきたからといって、国保会計の収支乖離が必ずしも大幅に改善されるとは、言えない。

被保険者代表 質疑

現在は、低所得者には安い保険料、高所得者には高い保険料となっているが、今回の改定をすることによって、八千代市のような低所得者にも高めの保険料となることを目指しているのか。

事務局 回答

八千代市の保険料率に近づくことにはなるが、八千代市を目指しているわけではなく、応能割合と応益割合を5：5に近づけるために行っているものである。また、応益割合を上げたとしても、軽減対象者が増えるので、被保険者に与える影響が少なくなると思われる。

保険医・保険薬剤師代表 質疑

ジェネリック医薬品の活用実績はどの程度か。

また、高齢者は自身の負担割合が1割であることや、生活保護の様な医療費を自身で負担しないような方に対して、市町村が補てんしていることを広める方法等はあるか。

事務局 回答

平成25年度8月診療分のデータでは、48%の活用実績となっている。

医療費の周知に関しては、医療費通知を年に2回通知しているが、受け取り手の意識の違いがあるため、今後の医療費の抑制策や普及活動が課題である。

また、生活保護に関しては、保護課の管轄であり国民健康保険と今後連携をとることが重要だと考えている。

保険医・保険薬剤師代表 質疑

保護課と連携をとり、医療費の抑制策や普及活動を広めることは可能か。

事務局 回答

連携を取り、抑制策や普及活動をしなければならないことは承知だが、行政手続き上難しいことであるのも事実である。

保険医・保険薬剤師代表 質疑

生活保護は全体の何%程度いるのか。

事務局 回答

資料を持ち合わせていないが、生活保護の対象者が増加傾向にあるのは事実であり、生活保護の分野でも、抑制策が必要であると考えている。

被保険者代表 質疑

ジェネリック医薬品について、薬を変更することに医師の証明は必要か。

保険医・保険薬剤師代表 回答

医師のジェネリック医薬品へ変更しない旨の証明がない限り、任意で変更可能。

- ・引き続き報告事項（3）その他として、江川課長（市）より
  - 次回の運営協議会は平成26年1月30日（木）の14時からを予定しており、今回の財政健全化の具体案を提示して、議論する機会としたい旨の提案があった。
  - 事務局より、各委員のメールアドレスを把握し、質問・報告等の連絡を今後は電子メールにて行う旨の提案があった。
  - 本日欠席している、田中委員より商工会議所で行われる医療関係の講演の資料が配布された。
- ・この報告について異議はなかった。
  
- ・以上で報告事項が終了した。

## 閉 会

- ・真船会長より閉会が宣言された。